

発議第3号

所有者不明の土地利用を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

平成30年3月26日提出

熊本市議会議員	くつき信哉
同	園川良二
同	江藤正行
同	津田征士郎
同	満永寿博
同	原口亮志
同	高本一臣
同	田尻将博
同	上田芳裕
同	西岡誠也
同	浜田大介
同	田尻清輝

熊本市議会議長 澤田昌作様

意見書（案）

所有者不明土地の利用促進を図るため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理由）

平成 28 年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約 20% に上ることが明らかにされました。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040 年にはほぼ北海道の面積に相当する（約 720 万ヘクタール）所有者不明土地が発生すると予想しています。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、所有者の氏名、住所を調べても分からなければ、調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できますが、探索など手続きに多大な時間と労力が必要となっています。

また、民法上の不在者財産管理制度もありますが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者一人につき管理人一人を選任するため、不在者が多数に上ると手続きに多大な時間と労力が掛かります。

よって、政府におかれては、所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るため、下記の制度を構築されるよう強く要望いたします。

記

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
- 3 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
- 4 所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
- 5 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業への利用を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣	}	宛（各通）
総務大臣		
法務大臣		
農林水産大臣		
国土交通大臣		